

第54回 地方分権改革有識者会議  
第148回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

---

開催日時：令和5年6月15日（木）10：00～12：08

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長、高橋滋座長代理、伊藤正次議員、大橋真由美議員、木野隆之議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、石井夏生利構成員、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員

（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕岡田直樹内閣府特命担当大臣、田和宏内閣府事務次官、井上裕之内閣府審議官、加藤主税内閣府地方分権改革推進室長、細田大造内閣府地方分権改革推進室参事官、木村宗敬内閣府地方分権改革推進室参事官、柴沼雄一郎総務省行政評価局評価監視官

議 題：

- （1）「地方分権改革有識者会議の開催について」の改正等について
- （2）令和5年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について  
（地方からの提案状況の報告、重点事項の検討等）
- （3）効率的・効果的な計画行政の推進に向けて
- （4）今後の地方分権改革の在り方等の検討について
- （5）その他

---

（細田参事官） それでは、ただ今から、第54回地方分権改革有識者会議と第148回提案募集検討専門部会の合同会議を開催いたします。

本日は、岡田内閣府特命担当大臣に御出席いただいております。

岡田大臣から御挨拶を頂く際、カメラが入室いたしますので御承知願います。

なお、地方分権改革有識者会議の湯崎議員、提案募集検討専門部会の磯部構成員は所用のため御欠席となっております。

初めに、今般の地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会において構成員等の交代がございました。詳細については、この後、冒頭の議事（1）で御報告させていただきます。

ここでカメラは御入室ください。

(カメラ入室)

(細田参事官) それでは、岡田大臣から御挨拶を頂きます。

(岡田大臣) 皆様、おはようございます。皆様におかれましては、日頃より地方分権改革の推進に大変御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

昨年の提案募集で御議論を頂きました成果であります第13次地方分権一括法につきまして、おかげ様で比較的まれな参議院先議という形を採らせていただいて、国会で参議院、衆議院の順番で御審議を頂きました。その結果、一昨日、衆議院本会議で可決、成立となりまして、これも皆様のおかげでございます。本当に感謝を申し上げたいと存じます。

また、前回2月の会議で御議論いただきました効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイドにつきましても、3月31日に閣議決定されたところでありまして、改めて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

この度、地方分権改革有識者会議及び提案募集検討専門部会の構成について交代がございました。先ほど事務局からもございましたが、詳細は後ほど説明があると思っておりますが、新たに座長として市川晃住友林業株式会社代表取締役会長に御就任を頂き、また、座長代理には高橋滋法政大学法学部教授に御就任いただきました。また、提案募集検討専門部会の部会長には大橋洋一学習院大学法科大学院教授に、部会長代理には勢一智子西南学院大学法学部教授に御就任いただきました。いずれの皆様もこれまで本有識者会議や提案募集検討専門部会において、地方分権改革の推進に大変な御尽力を頂いておりまして、引き続き一層の御協力をお願い申し上げます。

新たに御参加を頂けることになった皆様の御協力も得ながら、高い識見や豊富な経験を有する皆様方の御知見を頂戴いたしながら、この地方分権改革を着実に進めてまいりたいと考えております。

また、これまで座長、あるいは座長代理として御尽力を賜りました。神野直彦東京大学名誉教授、また、小早川光郎公益財団法人後藤安田記念東京都市研究所理事長には顧問として引き続きお力添えを賜ることになりました。大所高所から地方分権改革の推進に向けて御指導を頂きたいと考えております。

本年の提案募集では地方から230件の御提案を頂きました。重点募集テーマに設定した連携・協働については17件、人材(担い手)の確保については28件の提案を頂いております。地方からのこうした御提案をいかに実現するか、そういう基本姿勢に立って、頂いた提案について一つ一つ丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいりたいと存じます。

また、本日は、今後の地方分権改革の在り方等の検討についても御議論を頂く予定でございます。平成5年の地方分権改革の推進に関する決議からまさに30年、平成26年の提案募集方式の導入からも10年を迎えまして、一つの節目にあると思っております。これまでの地方分権改革の取組の検証と、今後の在り方を是非御検討願いたいと存じます。新しく参加いただく皆様も含め、幅広く御意見を伺いながら、新たな地方分権改革の取組等について検討を行い、これを深めてまいりたいと存じます。

何とぞ活発な御議論を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、冒頭一言、御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(細田参事官) ありがとうございます。

ここでカメラは御退室ください。

(カメラ退室)

(細田参事官) それでは議事に入ります。

議事(1)「地方分権改革有識者会議の開催について」の改正等について、私の方から御報告いたします。お手元の資料1-1から資料2-2を御覧いただけますでしょうか。

まず、資料1-1を御覧ください。本有識者会議を開催する根拠である大臣決定について、6月5日付けで一部改正させていただいております。今回、2.構成の(4)にございますとおり、座長が会議の運営に係る助言・協力を得るため、顧問を置くことができるとする規定を設けさせていただいております。

次に資料1-2を御覧ください。本有識者会議の座長は内閣府特命担当大臣が指名することになっております。この度、岡田内閣府特命担当大臣から指名があり、本有識者会議の座長として、これまでも本会議の議員として御尽力を頂いております市川晃住友林業株式会社代表取締役会長に御就任いただきました。また、市川座長から座長代理として、これまで提案募集検討専門部会で部会長として御尽力いただいた高橋滋法政大学法学部教授を御指名いただきました。さらに新しく伊藤正次東京都立大学大学院法学政治学研究科教授、大橋真由美上智大学法学部教授、後藤玲子茨城大学人文社会科学部教授、沼尾波子東洋大学国際学部教授、村木美貴千葉大学大学院工学研究院教授、山下良則株式会社リコー代表取締役会長の皆様に本有識者会議に御参加いただくことになりました。

なお、これまで長きにわたり座長として御尽力いただいた神野直彦東京大学名誉教授と座長代理として御尽力いただいた小早川光郎公益財団法人後藤安田記念東京都市研究所理事長・東京大学名誉教授のお二方は今回御退任されますが、先ほど大臣からもお話がございましたとおり、顧問として今後も御協力を頂けることになりました。

続きまして、専門部会についてでございます。資料2-1を御覧いただけますでしょうか。専門部会を開催する根拠である座長決定に関しまして、1.趣旨において、先ほど御説明しました資料1-1の大臣決定を引用しておりますので、大臣決定の改正に伴い、形式的な点ですが、こちらでも改正をしております。

次に資料2-2を御覧いただけますでしょうか。専門部会の部会長及び構成員は本有識者会議の座長が指名することとなっております。この度、市川座長から提案募集検討専門部会の部会長として、これまで同部会の部会長代理として御尽力いただいた大橋洋一学習院大学法科大学院教授を御指名いただくとともに、同部会の新しい構成員として石井夏生利中央大学国際情報学部教授と大橋真由美上智大学法学部教授のお二方を御指名いただきました。また、大橋部会長から部会長代理として、これまで本有識者会議の議員でもあり、同部会の構成員として、さらには計画策定等に関するワーキンググループの座長

として御尽力いただいてきた勢一智子西南学院大学法学部教授を御指名いただきました。

今後、皆様方から様々な御意見を頂戴しながら、地方分権改革の推進に向けて取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、ただ今御紹介させていただきました市川座長、高橋座長代理、大橋部会長、勢一部会長代理並びに新しく参加いただくことになった皆様から、一言ずつ御挨拶をお願いできればと存じます。なお、大橋真由美議員につきましては、途中からのオンラインでの御参加とお伺いしておりますので、入室されましたら御挨拶を賜りたいと存じます。

それでは、市川座長、よろしくお願い申し上げます。

(市川座長) ただ今御指名を頂きました市川でございます。

私は平成 27 年より本会議の議員として地方分権改革の推進に係る議論に参加してまいりました。地方の現場から上がってくる問題・課題・支障事例というものに関しては、本当に知らないことばかりでしたが、そこにある地方行政の課題・問題については、現場目線、住民目線を心掛けて議論に参加させていただいております。会議を通して本当に多くのことを学ばせていただきましたが、この度、座長という重責を拝命し、身の引き締まる思いでございます。

地方分権改革がスタートし、30 年が経ちますが、少子化と高齢化が進む人口構造の中にあって、地方の在り方もこれまで以上に多様になってくると思います。これからも時代に対応する地方分権改革を進めていく必要がありますが、それは住民の生活と地域の力になるものでなければならぬと思っております。

私自身経験不足で専門知識もありませんが、岡田大臣から御紹介のありましたとおり、座長代理に高橋先生、専門部会長に大橋先生、そして、部会長代理に勢一先生に御就任いただきましたこと、大変ありがたく思っております。

加えて、これまで御一緒にさせていただいている経験豊富な議員の皆様とともに、識見ある新たな議員の皆様にご就任いただきましたことを感謝申し上げます。

至らぬところがまだまだありますけれども、皆様の御支援と御指導を頂きながら力を尽くしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、村木議員、お願いいたします。

(村木議員) 千葉大学の村木と申します。専門は都市計画でございます。

地方自治体の都市計画に比較的關係することがございまして、お役に立てるような意見が申し上げられるといいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、この後、大学の仕事で失礼いたします。よろしくお願いいたします。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、高橋座長代理、お願い申し上げます。

(高橋議員) 高橋でございます。よろしくお願いいたします。

神野座長の下で、これまで9年近く提案募集検討専門部会の部会長として務めを果たさせていただきました。この度、新たに市川座長の下で座長代理を務めさせていただきます。しっかり努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

なお、提案募集検討専門部会につきましては御紹介がありましたように、大橋部会長、そして、勢一代理、新しいメンバーに加わっていただきました。私も一員としてしっかり務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(細田参事官) ありがとうございます。

大橋部会長、お願いいたします。

(大橋部会長) 大橋でございます。今まで部会長として高橋先生を中心に、1人で先発完投でどんどんやっていただいたのですけれども、今回、私はとてもそんな完投能力がないので、チームワークを重視してみんなで力を合わせて解決に向かっていきたいと思います。

ただ、個別案件につきましても一生懸命提案を実現するように努力したいと思いますが、制度開始から10年たちまして、個別の提案の解決を超えた横串を通すといえますか、制度提案につながるような大きなところにつながる視点を示すということも、これからの部会に要求された点だと思いますので、そういう問題意識を持って個別の課題に取り組んでまいりたいと思います。引き続き、御協力・御尽力のほどお願い申し上げます。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、勢一部会長代理、お願い申し上げます。

(勢一議員) 勢一でございます。これまで地方分権改革有識者会議の議員として、また、提案募集検討専門部会の構成員として一生懸命勉強しながら務めてまいりました。この度、部会長代理を拝命いたしまして、改めて気の引き締まる思いであります。

提案募集専門部会も10年ということになります。地方の皆様から頂いた提案をしっかり受け止めて議論をさせていただき、その上で、今後、地方自治のあるべき姿を目指すために、分権改革の在り方というのも一生懸命考えてまいりたいと思います。

部会長をお支えしながら努めてまいりたいと思います。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、伊藤議員、お願い申し上げます。

(伊藤議員) 東京都立大学の伊藤でございます。私は行政学、都市行政論を専攻しています。これまで提案募集検討専門部会の構成員として、毎年の提案募集に対する審議に参加してまいりました。

地方分権改革に関しては、現在、ポストコロナの経済社会における国と地方の関係の在り方が問われていると思いますけれども、本有識者会議は地域の現場の声を直接酌み取ることができるという点に利点があると考えております。

地域の現場の声をかけて、より大きな文脈で課題に取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、後藤議員、お願い申し上げます。

(後藤議員) 茨城大学の後藤と申します。専門は経済学をベースとした評価学で、より良い自治体経営を促す政策評価システムの在り方を研究テーマの一つとしております。その観点から、まさに計画策定に関する財政措置の裏付けを持った誘導と、その結果としての政策バイアス等を研究してまいりました。

また、地方国立大学教員でございますので、地域の自治体の方々から現場の声を聞く機会などもございまして、地方分権への思いを強く持っているところでございます。

こちらでは初めての議員となりますので、勉強させていただきながら地方分権改革の推進というところに、微力ながらしっかり貢献させていただければと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、沼尾議員、お願い申し上げます。

(沼尾議員) 東洋大学の沼尾と申します。私は財政学、地方財政論を専門としております。今回、初めてこの地方分権改革有識者会議に参画させていただくことになりました。どうぞよろしく願い申し上げます。

まさに今、ポストコロナ時代で、人口構造、社会経済構造はドラスティックに変革を遂げていると思います。これまで地方分権の決議から30年という大臣のお言葉を非常に感慨深く拝聴したのですが、本当にこれからの時代に対応した国と地方の在り方、あるいは分権型社会の在り方というものを改めてこの場で考えていく、そういう機会にこの会議がなっていけばいいなと思っております。大変微力ではございますが、参画させていただくことを楽しみにしております。どうぞよろしく願い申し上げます。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、山下議員、お願い申し上げます。

(山下議員) おはようございます。リコーの山下でございます。この4月に社長から会長になりまして、少しは時間があるだろうというので、市川さん辺りに、お前もやれという指示を受けたような気がしまして、先月加藤室長と細田参事官に来ていただいて、この話を伺いました。

私はちょっと場違いかなと思ったのですが、場違いな人ほど貢献するかもしれないということで、実は経済同友会の副代表幹事をここ2年ぐらいやらせていただいて、その前から経済同友会の中の地域共創委員会の委員長を5年ほどやらせていただいています。できるだけ現場に行って、首長の方々のお話を聞いたり、地方の経済団体、経済同友会ですが、話を聞いていますと、どうも東京で話していることとちょっと違うなということも随分伺わせていただきました。そういう意味で、ちょっと角度は違うのですが、この会議はすごく意味のある会議なので、私が有識者かどうかは置いておきまして参加させていただくことにしました。

昨日まで実はアジアに出張し、夕方に帰ってきたのですが、世界は日本とは違う動きをしているところもございます。私は、そういう意味ではとんちんかんな質問をさせていただいたりすることがあろうかと思うのですが、その辺はお許しいただいて、貢献できればと思います。

私自身が地方出身者なので、そこはばっちりだということで、御挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございます。

(細田参事官) ありがとうございます。

続きまして、石井構成員、お願い申し上げます。

(石井構成員) 中央大学の石井と申します。私の専門はプライバシー、個人情報保護法を中心とする情報法の領域で研究をしている者でございます。

専門部会の構成員をお引き受けした関係で申し上げますと、例えば地方公共団体の個人情報保護審議会、審査会の委員などを務めさせていただいたり、マイナンバー法の制定に関わるなど、そうした経験をできるだけかきつつ、この度の御依頼にできるだけお応えしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(細田参事官) 皆様、ありがとうございます。

それでは、岡田大臣は公務のため、ここで御退室されます。

(岡田大臣) 先生方、短時間で恐れ入ります。

また、どうかよろしく願いを申し上げます。ありがとうございます。

(岡田大臣退室)

(細田参事官) それでは、ここからは市川座長に議事の進行をお願いしたいと思います。

市川座長、お願い申し上げます。

(市川座長) それでは、議事の方に入らせていただきます。

まず、議事の2番です。令和5年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方について審議をいたします。

事務局から、資料3-1から資料9及び参考資料1から3に従って説明をお願いいたします。

(細田参事官) 事務局から御説明を申し上げます。

お手元の資料3-1を御覧いただけますでしょうか。今国会に提出した第13次地方分権一括法の概要でございます。先ほど大臣からお話ございましたとおり、おかげ様で先日13日、衆議院本会議におきまして賛成多数により可決、成立いたしました。心から御礼を申し上げますとともに、適切な施行に向けて万全を期してまいりたいと考えております。

あわせて、昨年地方から提案を頂いた事案の中で、地方分権一括法以外の個別法の改正に対応したものがございますので、資料3-2を御覧いただけますでしょうか。地方自治法の一部改正によりまして、2の会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給、3の公金事務の私人への委託に関する制度の見直しをさせていただいております。

また、マイナンバー法等の一部改正によりまして、資料の左側、建築士等の国家資格に関する事務についてマイナンバーの利用が可能になることと併せまして、右側、市町村から指定された郵便局においてもマイナンバーカードの交付申請の受付等ができるように対応しているところでございます。

続きまして、資料4を御覧いただけますでしょうか。地方からの提案募集に係るスケジュールでございます。12月中下旬の対応方針の閣議決定に向けて、6月下旬から提案募集検討専門部会におきまして、提案団体、関係府省、地方三団体からヒアリングをしていただき、地方分権改革有識者会議につきましては、8月上旬に関係府省からの第1次回答、提案募集専門部会におけるヒアリングの状況等の報告について御審議を頂き、その後、部会において関係府省からのヒアリングを重ねていただいた上で、11月中下旬の本有識者会議において、対応方針案について御審議を頂きたいと考えているところでございます。

次に資料5を御覧ください。令和5年の地方からの提案と検討区分別の状況でございます。提案総数は230件と昨年の291件に比べて減少しております。この要因としましては、昨年、一昨年と重点募集テーマに設定させていただいた計画策定等に関する提案が今回は落ち着きを見せたことと、今回は秋に各省庁と対応方針の案についての詰めの協議にかかる時間を頂きたいと考えておりまして、昨年までに比べて2週間ほど提案の募集時期を前倒しさせていただきました。このスケジュール変更の周知が十分に行き渡らなかったことなども影響したと考えているところでございます。

重点事項につきましては、昨年は計画策定関係の提案を基本的に全て重点事項として、各府省からのヒアリング対象とさせていただきましたが、今回は例年ベースの数に戻させていただきたいと考えているところでございます。

次に資料6を御覧ください。地方からの提案の特徴ですが、2つ目、3つ目の○にございますが、共同提案、新規の市区町村からの提案が減少しております。これも募集のスケジュールの前倒しによる影響ではないかと考えているところでございます。5つ目の○にございますとおり、今回の重点募集テーマとさせていただきました連携・協働に関する提案が17件、人材（担い手）確保に関する提案を28件頂いているところでございます。

次に資料7を御覧ください。例年どおり、医療・福祉の区分が最も多くなっているところでございます。

次に資料8を御覧ください。重点事項に関するメルクマール案をお示ししております。①こどもを産み育てやすい社会の実現でございましたり、また、④は3月に閣議決定をさせていただいた計画策定等に係るナビゲーション・ガイドの内容を踏まえた見直しを進めることなどを掲げさせていただいているところでございます。

次に資料9、重点事項について6つの区分に分けております。お時間の関係もございませんので、ここからは主な事項を御説明させていただきます。

資料9の20ページを御覧ください。まず、20ページの3番でございますが、住所地の自治体と里帰り先の自治体や医療機関との間で、マイナポータルなど、デジタル手段を活

用して、妊産婦支援に係る情報共有・連携を可能とするシステムを構築してほしいという御提案でございます。

続いて4番でございます。妊産婦健康検査において、里帰り時を含めてほかの市町村の医療機関で健診を受ける場合にも受診票を使えるようにするか、支払い方法を調整し、全国利用を可能とする仕組みの整備をしたり、里帰り先等での健診結果について住所地の市町村も情報が得られるよう、里帰り先の自治体・病院等との情報共有を可能とするシステムを構築してほしいという提案でございます。

21 ページを御覧ください。6番でございます。現在、病院は診療時間等の基本情報を変更した場合、医療法や医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、目的は違えど同じような内容の届け出を何度も都道府県知事等へ行っておりますが、病院及び地方自治体の事務負担の軽減を図るため、病院から基本情報の変更の届け出がなされれば、ほかの届け出もなされたものとみなすようにしてほしいという提案でございます。

22 ページを御覧ください。8番でございます。夜間中学において遠隔教育特例校制度を活用する場合、受講側に配置する者について、学校長が認める場合には、教員免許状を有していない者でもよいようにしたり、不登校や病気療養に限らず、自宅で遠隔授業を受ける場合でも、学校長が認めれば出席扱いとしてみなされるようにしてほしいという提案でございます。

23 ページを御覧ください。10番です。管理栄養士国家試験につきまして、管理栄養士養成施設の卒業者が受験する際に、都道府県は彼らが書類上の受験資格を満たせるよう、短期間で栄養士免許の交付を行っておりますが、また、受験者全員に免許等照合書という書類の発行も行っているところでございますが、このような形式的な発行事務を廃止してほしいという提案でございます。

24 ページを御覧ください。12番でございます。民生委員の推薦会が都道府県知事に民生委員を推薦するに当たりまして、在住者だけではなくて在勤者も推薦できるようにしてほしいという提案でございます。

27 ページを御覧ください。19番でございます。地域型保育給付費等について、保護者を通さず市町村が施設に直接支払いますけれども、用途制限がないことを踏まえまして、適正に施設運営がされていることを市町村が確認・指導できるよう、ルールの整備をしてほしいという提案でございます。

29 ページを御覧ください。22番でございます。現在、都道府県はギャンブル等依存症対策推進計画を策定し、少なくとも3年ごとに計画に検討を加え、必要な場合は変更するよう努力義務がございますが、医療計画と一体的に策定可能とするとともに、3年ごとの検討及び変更に関する努力義務について廃止等の見直しを行ってほしいという提案でございます。

32 ページを御覧ください。29番でございます。宅地建物取引業者の名簿等は現在閲覧

所において紙媒体で閲覧できますけれども、今後、インターネットでの閲覧を可能とする方針が示されておりまして、この場合、インターネット閲覧の環境整備のための事務負担や個人情報保護の問題が生じることが想定されるために、個人情報が含まれる書類を除くなど、閲覧対象書類の簡素化をしてほしいという御提案でございます。

33 ページを御覧ください。31 番でございます。住民票や戸籍に係る国や自治体からの公用請求について、請求に当たっての記載事項は法令上定めがあるものの、様式についての規定はなく、請求する官公庁によってバラバラでございまして、請求を受ける側で内容の確認作業に時間を要するために、請求様式を統一してほしいという御提案でございます。

34 ページを御覧ください。34 番でございます。医薬品の製造販売業者がワクチン等の医薬品の販売等を行おうとする際、検定機関が実施する国家検定に合格する必要がございますが、現在は都道府県が申請書の受理やサンプルの採取といった経由事務を行っておりますが、この経由事務を廃止するか、手続をオンライン化し、オンラインで手続された場合の経由事務をなくしてほしいという御提案でございます。

35 ページを御覧ください。35 番でございます。学校給食費につきましては学校給食法に根拠があり、歳計現金として取り扱うことになっているのに対しまして、それ以外の学校徴収金は公金として取り扱う根拠がないことから、地方自治体が学校徴収金を歳入歳出外現金として取り扱えるよう、根拠規定の整備をしてほしいという提案でございます。

37 ページの 39 番に、フォローアップとして日本赤十字社の活動資金に関して同様の提案がございます。

最後、36 番でございますが、訪問診療など、訪問型サービスを行う事業者等が利用者の自宅を訪問する際、駐車場所がなく、駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合には、個別に警察署長から許可を得る必要がありますが、緊急時の対応等に支障があるため、一度の許可で一定期間の駐車を可能としたり、手続をオンライン化するなどの見直しをしてほしいという御提案でございます。

私からは以上でございます。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

それでは、審議に入ります前に、大橋真由美議員が入室されましたので、一言御挨拶を頂きたいと思っております。大橋議員、よろしくお願いいたします。

(大橋議員) 上智大学の関係でございます。本日は途中からの参加となり、また、オンライン参加となり申し訳ございません。今回から地方分権改革有識者会議の一員として参加を許されまして、大変光栄に存じております。

私自身は一昨年の秋から計画策定ワーキンググループの方には参加をさせていただいておりました。計画策定の方も大きな成果が今出ておりまして、個人的にも、大変良い勉強の機会を頂けた思っております。

こちらにおいてもできる限りのことをしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導のほど、お願いします。

(市川座長) 大橋議員、どうもありがとうございました。

それでは、議事に戻らせていただきまして、ここで大橋部会長から今回の地方からの提案等に関しての御発言をお願いしたいと思います。

(大橋部会長) ただ今事務局から説明がございましたとおり、本年の提案募集におきましては、地方公共団体の皆様からは大変お忙しいにもかかわらず、230件に上る提案を頂きました。いずれも重要な非常に現代的な課題を含むものでありまして、そうした素材の提供に心より御礼申し上げます。

提案の内容を拝見いたしますと、件数としては例年どおり、医療・福祉、子ども・子育てに関するものの関心が非常に高いというようになります。

また、これ以外にも、東京とは違った中山間地を始めとする、そうした地域の特性に見合った対応を法制度にも求めるものとか、今年は公金管理に関するようなものも含まれるなど、非常に幅広い分野の提案が寄せられている点が特徴かと思えます。地方の現場で解決が待たれている多くの課題であることを改めて認識した次第です。

今年、私は春に兵庫県で説明会に参加いたしまして、関西の地方公共団体の皆様と意見を交換する機会がございました。そこでもこの制度に対しての期待というものが非常に大きいことを肌身に感じております。とりわけ大切なのは、国のレベルでシステムとして解決できることは、もうここで解決して、自治体の皆さんが個別交渉をするというようなことがないように、是非道筋をつけたい、そういう支援をしたいと考えております。

また、重点募集テーマであります連携・協働、人材（担い手）確保に関しましても積極的な対応を頂きました。連携・協働に関するものは7事項7件、人材（担い手）確保に関するものとしては10事項15件を重点事項案としております。現在、地方で人材が不足しているという現状があるにもかかわらず、法令はそれにはお構いなしに様々な要求をしている現実が見えてまいります。また、地方でこれまで重要な役割を果たしてきたそうした担い手自体が、現在では持続可能性を失っている状態も伝わってきております。

したがって、こうした限界のある人材をいかに有効活用できるか、地方公共団体が柔軟にマネジメントできるか、そういう点に重点を置いて解決に向かいたいと思えます。なお、重点事項に関しましては、今後、提案募集検討専門部会として、どの事項を関係府省からヒアリングをするかなど、具体的な進め方につきましては、部会長である私に御一任いただければ幸いです。

提案募集専門部会としては本年も充実した審議に努め、地方からの提案の最大限の実現に向けて努力をしていきたいと思えます。先ほども申しましたとおり、個別事案の解決に全力を尽くしますが、また、その底辺にあるより普遍的な問題、地方と国の在り方に関するような問題を発見して、点から線、線から面へとつながるような、そうした提言機能も果たせるように留意しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、ただ今の案件に関しまして御意見・御質問等がある方は是非頂きたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

木野議員、よろしく申し上げます。

(木野議員) 全国町村会から参加させていただいております輪之内町長の木野と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、今回から新体制となったわけでございますので、市川座長さん、大橋部会長さん、これからの議論の本格化に期待をしておりますので、どうかよろしく願いいたします。

先ほども事務局の方からお話がありました提案数自体は減っているという話ですが、減っているというよりも内容的にはかなり深まってきているという状況でございます。皆さんの早期相談の情報提供でありますとか、地方分権改革の裾野の拡大という、もともとの本質的な部分についての理解が進んだ結果と思っております。

資料を見ておまして、重点事項については資料8のメルクマール、資料9の重点事項の全体像をお示しいただきました。これについて取扱いに異存はございません。重点募集のテーマである連携・協働でありますとか人材の確保に加えて、昨今いろいろ話題になっていましたナビゲーション・ガイドの内容を踏まえた計画策定等に対する見直し、子供を産み育てやすい社会の実現でありますとか、まちづくりや土地・建物の有効活用、これはいずれも重要な課題であります。提案が実現されることで、支障の解消にとどまらず、もっともっと行政が信頼されるような、よりよいサービスの提供につなげていただければと思っております。

町村会の立場として、計画策定等に対する見直しに関して、いつも人員が少ないところでどうやって期待に応えていくか、地元は非常に苦吟しながらいろいろなことをやっております。その重要性を認めるが故の葛藤というのは非常に大きいのですけれども、このナビゲーション・ガイド等で少し簡素化・効率化というものを目指していただくことによって、限られた人材、また、実際の行政遂行への大幅な人員の投入が可能になってくると思っております。そういう意味では、ここを一つしっかりと議論していただければうれしいです。それによって、行政サービスの向上を考えていきたいと思っております。

また、今回、重点事項以外の提案も大切でありますので、全般にわたってここで取り上げていただくような機会があればうれしいと、そのようにも思いながらこれからの議論に期待をしてみたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

(市川座長) 非常に貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、ほかに御意見等はございますでしょうか。

三木議員、お願いします。

(三木議員) 全国市長会の代表ということで、長野県須坂市長の三木と申します。

この度、様々な形での提言等を検討していただきましてありがとうございます。また今度、新しく市川座長さんという形になりましたし、大橋部会長さんということでありますので、またよろしく申し上げます。本当に私自身も大変勉強になります。

今、大橋専門部会長さんの方からお話がありましたように、本当に少子高齢化でありまして人材不足であります。そして、その人材不足をどうするかといいますと、私は行政だけではなくて、民間の皆さんとの協力がすごく大事だと思っております。そして、なかなか今は注目されてはいないのですけれども、民間レベルでいい制度がございます。ちょっと御覧いただきたいと思うのですが、大変申し訳ないのですが、参考資料になります。参考資料の中で建設業の人材不足等について提言がされております。それは民間との連携という形で出てきまして、長野県の提案しているところでありまして、それで、各県も賛同していただいておりますけれども、その制度について、是非また検討していただければと思っております。

それから、私どもが提案しておりますところで 168、資料番号等がはっきりしなくて申し訳ないのですが、保育士の確保につきまして、今度、国の方で、更にこども誰でも通園制度というのを提唱されておりますけれども、その場合に、保育所の面積、それから、保育士について不足するようなことが予想されますので、人材確保という面からも保育士に限定せずに、様々な形でそういう資格・制度を持っている人を有効的に活用していただければと思っております。前からお話ししております児童 1 人当たりの面積につきましても、今お話ししましたこども誰でも通園制度が始まりますと、必ず不足しますので、そういう形をお願いしたいと思います。

そして、今回、特に子育てにつきまして、こども家庭庁への要望が多いということは、子育てに対する国民の要望を受けて、地方公共団体から上がっているのではないかなと思っております。これからは行政の自前主義ではなく、また、行政の専門職員の自前主義でなく、民間の方のノウハウをより多く入れていくことが大事かなと思っております。

もう一つ、省庁で見直しを大変していただいていることは大変ありがたいものですから、これらの見直しをされた省庁に対して検証する仕組みを作っていただくことが、縦割りの弊害の除去にもつながるのではないかと思います。

もう一つ、分権で大事なことは、歳出改革は様々な事業をこれから政府の方ですということでもありますけれども、その歳出改革をするためには、地方分権をすることも大切なことであると思っておりますので、是非それぞれの地方分権に対する対応を各省庁の方でいただければと思っております。

長くなりましたけれども、こういう形での資料を取りまとめたいただいた事務局の皆様にご感謝を申し上げます。私の意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。  
(市川座長) ありがとうございます。

今の御発言の中で、長野県須坂市の御提案に関しては A3 の大判の参考資料の 7 ページ、これは番号と分け方で変わっておりますが、7 ページの 2 つ目に 168 番というのが記載されております。

非常に多岐な視点、そして、重点項目以外での重要な点についての御指摘もありがとうございます。

それでは、後藤先生、お願いいたします。

(後藤議員) 発言の機会を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から丁寧な御説明を頂きまして、昨年度よりは提案が少し減ってしまったということなのですが、参考資料に書いてありましたたくさんの提案を見まして、多くの提案を頂いたことや、それを丁寧に整理なさっていることに少し感動したところでございます。

それで、私は議員に就任したばかりで理解不足のところもあると思うのですが、意見と質問が1つずつございます。

資料7に示していただいております提案区分というところで、例年と同じで医療・福祉が一番多いという御説明があったかと思えます。この提案区分というのは恐らく提案をしていただくときに分野があって、それを自治体を選んでいただくという様式なのかなと想像しておりますけれども、もし、医療・福祉が毎年度最も多いということでありましたら、こども家庭庁ができたタイミングでもありますので、区分を少し見直すと、経年変化が見えやすくなるのではないかと思います。先ほど検証の仕組みがあると良いというお話もあったと思いますが、区分を細分化することにより、医療や子供の福祉に関する提案がどう変化したかを数で把握しやすくなるのではないかと思います。

今回の提案につきましては、例えば資料8に示していただいたメルクマールというところでは、まさにこれまでやってこられた取組を加速・強化するもの等々が挙がっておりますので、異議はございませんが、これは皆様、これまでやってこられた方々は経験値があるので事前に十分に目通しできるのかもしれないかもしれませんが、昨日、資料を頂いて、それに全部目を通して今日の会議に臨むというのが非常に難しかったので、タイトなスケジュールの中で整理なさってくださっているのだとは思いますが、もう少し何とかしていただける余地がないのかなというのが質問でございます。どうもありがとうございました。

(市川座長) 後藤議員、ありがとうございました。

その点につきまして、今の分類、あるいは資料関係につき事務局お願いいたします。

(加藤室長) お答え申し上げます。

資料7は、今こういう区分になっておりまして、後藤先生の方からありましたこちらにつきましては、全部我々の方で区分なりは分かりますので、今の御指摘も踏まえまして、この記載なり区分について検討させていただきたいと思えます。今現在、こうなのですが、次の提案と言わず、必要であれば次回にこれをリバイスしたような形でお示しさせていただければと思っております。

右側を御覧いただきますと、省庁区分ですとこども家庭庁が非常に増えておりまして、確かに医療・福祉とか子育てをここに入れてしまうと、ちょっと見えにくいのかなというところもございますので、その辺の分かりやすい示し方は工夫したいと思っております。

また、成果検証とか計画策定の話、これは先ほど来、木野議員、あるいは三木議員の方

からも御指摘を頂いておりまして、また、計画策定、あるいは成果検証の件につきましては後ほど資料も用意しておりますので、説明させていただければと存じます。その上で、必要な対応を考えたいと思います。

それから、全体に資料が非常に分厚くて、資料が届くのが遅いという御指摘を頂戴いたしました。何分大部で調整することに時間がかかってしまって申し訳ございません。できるだけ早く御提供できるようにしたいと思いますし、また、全体版ですと、なかなか全体調整してお示しするということになりますと、ちょっと遅れ気味になるものですから、その辺、もしかしたら煩わしいかもしれないのですが、パーツパーツでも議論の中心になるものは早く送るとか、そういう工夫は考えてみたいと思います。行き届かない点が大変ございまして申し訳ありませんでした。

(市川座長) 貴重な御指摘をありがとうございました。

事務局の方もよろしく願いいたします。

それでは、山下議員、お願いいたします。

(山下議員) どうもありがとうございました。

後藤さんがおっしゃっていた話は全く同感で、昨日頑張って見ましたけれども、今、加藤室長がおっしゃっている気持ちもすごく分かりまして、社内でもいろいろ進めていると、事前に資料会議にギリギリになることがあります。私自身、今日は時間がなくて、この会議に集中しようと思ったのでずっと見ますと、複数の自治体から同じような内容が結構多いのだなというのをすごく実感しました。

さらには、共同提案が増えてくるということはすごく大事なことだと、なぜかというところ、地域共創委員会でいろいろ現場を回っていますと、自治体は国が決めたおよそ1,700に分けているのですが、実は広島と福山などは一緒に圏域としていろいろな活動が進んでいたりするのです。中央に提案するときは、それぞれで出さないといけないみたいなルールがあるのですが、これは共同提案を認めているということについて言うと、相当先進的で、すごく大事な活動だと思いました。

これから地域の連携を圏域で進めていくことが相当大事な地方の取組になると思うので、こういう自治体間の連携をより後押しするようなことが必要なのではないかなと思いました。

重点事項の中身をずっと見ても、例えば20ページから提案団体のところにいっぱい書いてあるところは、どうも複数自治体が同じようなことを言っているところなので、ずっと見ますと、先ほど皆さんがおっしゃったように、教育の話と子育ての話が圧倒的に多いのだなと思いました。そういう意味で言うと、こども家庭庁とデジタル田園都市国家構想のデジタル庁の動きを本当に加速しないと、地方で取組に出っこみ引込みがあるということは、恐らく進んでいるところが、国から例えばシステム化の話についても手戻りが起こってしまう地域が出てしまうという、全体に無駄が発生するなという感じは、これをずっと今日見ているとすごく思いました。

あと、人材の確保という意味で、相当な課題が出ているようですが、ここは民間の力を上手に使っていくべきかなと、地域に行くと、地域の経済同友会も人材の首都圏とのマッチングというのはすごく言われます。ただ、一つ一つ聞いていくと、人材不足といっても実は相当特定した人材が不足していて、そうでもない、余っているといたらあれですけども、余剰な部分もあるという、もう1ランクぐらいきめ細かい提案の上の調査が必要なのかなと思います。そういう意味では、私は経済同友会にも入っていますので、民間の企業の上手な活用というのは必須なのではないかなと思いました。

もう一つだけ、夜間の学校の話が説明にありましたけれども、リモートを徹底活用を行う時期だと思います。地域に行くと、これまで授業の効率というより質を維持するという意味で先生の配置とかも厳しかったと思うのですけれども、上手なりモートの活用と、去年一昨年までGIGAスクールで一気に配ったPCというのを、本当にまともにコンテンツを充実させていくと、相当地方は助かるというか、底上げができるのではないかと私はすごく思っていて、この提案はすごく腹に落ちる内容が随分あったので、勉強している場合ではないですけれども、勉強になりました。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

ほかに何か今回の重点事項に対しての御意見・御質問はございませんでしょうか。

それでは、勢一議員、お願いいたします。

(勢一議員) 勢一です。今年もかなり多くの提案を頂きまして感謝いたしております。昨年度よりは少ないということでもございましたけれども、自治体の現場ではコロナの対応をしながら、地域の経済の活動を大きく進めるといって一番忙しいタイミングでこれだけ頑張ってきたというのは、本当に心強く感じております。

提案を拝見いたしますと、既に御指摘が多数ありましたけれども、地域の課題が反映されているというのが本当に見て取れると思います。医療・福祉、後、子ども・子育て、地域で人を育て、支えるための喫緊の課題がこれだけあるのだということだと思って受け止めております。地方公共団体が住民に向き合って、各地域の実情に応じて柔軟かつ細やかに対応できるようにどのような制度が必要かというところが問われていると考えております。

課題要因も幾つか見られるところで、特に人材不足というところ、人口減少で厳しい中でありますけれども、それでも地域にはそれぞれ固有の人材がいますので、各地域で工夫して適切に活用できる方法は何か、そのためにどのような制度が必要かというところをしっかりと考えていく必要があると改めて思いました。先ほど山下議員さんから民間の人材の活用の御提案もあって、こういうことができるためには、制度の柔軟性は非常に大事だと考えてまいりたいと思いました。

全体として共同提案が減少したという御説明でしたけれども、資料7の方を見ますと、都道府県内の多数の市町村による共同提案ですとか、異なる都道府県の複数の市町村による共同提案というような例も出てきていまして、まさに地域課題の解決に向けた連

携・協働、重点テーマを表すような取組が既にここで始まっているような感じもしております。多くの自治体に共通する課題を丁寧に議論するのが大切だなと確認させていただいたところです。

個別の提案の解決を目指すということが部会での議論の第1目標でありますけれども、先ほど部会長の発言にもございましたとおり、提案の議論の中で点から面へというような形、共通する課題要因を法制度として解消していくことは非常に重要であると考えております。まさに地方からのボトムアップの分権改革である提案募集方式の強みをいかせるよう、今年度、また改めてしっかり努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

今、勢一議員からも実際の現場でのお話を頂きました。

三木議員、お願いいたします。

(三木議員) 申し訳ありませんけれども、資料8の参考資料2の5ページを御覧いただきたいと思います。長野県の提案が169、170、171とありますけれども、割合知られていないのが169であります。このところに特定地域づくり事業協同組合制度というのがございます。そして、この制度を使いますと、各市町村を越えての人材確保ができます。169を見ていただきますと、先ほどからお話がありましたように、地方でも建設業に携わる方が非常に少なくなってきております。したがって、災害だとか、様々な形のときに困るわけがありますけれども、そのようなことに対して、この特定地域づくり事業協同組合制度を活用しますと、市町村を越えてできるようになります。また、170を使いますと、更に組合員以外の方も雇用してできるようになりますので、人材確保だとか地域創生の面からも、是非特定地域づくり事業協同組合制度につきまして検討をしていただければと思っています。様々な面で有効活用ができると思います。

そして、これを見ていただきますと、ほかの県、埼玉県、兵庫県、島根県、山口県、宮崎県も共同提案になっておりますけれども、各県でこういう形で共同提案がされているということは、それだけ市町村の切実な願いを県の方で受け止めていただいているということを感じますので、是非これについても御検討いただければと思います。

以上です。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、今の重点事項に関して、大橋部会長の方から少しサポートいただきます。

(大橋部会長) こういう人材確保の仕組みがあって、それで、今お話にあったような形でいろいろ制約があって御苦労されているということは提案を拝見したので、是非これも努力してみたいと思います。

他方で、安全性に関しての法律制度なので、そこはかなりガードが堅い仕組みでもありますので、そういう点を重視しながら、いろいろ実情を丁寧に拾って折衝を重ねていきたいと考えております。

(三木議員) ありがとうございます。

実は長野県では小谷村とか生坂村、本当に小規模町村でこれを活用しておりますので、また、今、お話のようなことも検討してよろしくお願ひしたいと思います。

(市川座長) ありがとうございます。

加藤室長、お願いします。

(加藤室長) 補足いたしますと、今の特定地域づくり事業協同組合の提案の件ですが、資料 9 の 26 ページの 16 番に載せております。先ほど全体の説明の中で省略といいますか、ここの部分は個別に挙げて説明せずに申し訳ありませんでした。この 3 つの提案がございまして、それをまとめた形でこちら重点事項として、確かに論点といいますか、きちんと丁寧に所管府省等を含めて議論する必要があるということで、重点事項として挙げさせていただいております。抜粋してまとめたような形にしてありますので、こちら併せて御覧いただければと思います。

(三木議員) 私の方で見落としていまして失礼いたしました。ありがとうございます。よろしくお願ひします。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、重点事項に関しまして何かほかに御意見・御質問はございますでしょうか。特にないようでしたら、今の皆さんの意見を拝聴した上で、重点事項の整理については本件で進めさせていただくということで理解しておりますがよろしいでしょうか。特に御異存がなければ、重点事項について案のとおり、本日の議論を踏まえまして提案募集検討専門部会で今後の検討を進めていただくようにいたします。ありがとうございます。

また、今後の具体的な検討の進め方につきましては、大橋部会長に御一任することとさせていただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、御一任いただきましたので、本年の重点事項に関しては、大橋部会長の下、提案募集検討専門部会において、具体的な検討を進めていただきたいと思います。

続きまして議事の 3 番に移ります。効率的・効果的な計画行政の推進に向けてについて審議いたします。

それでは、事務局から資料 10 及び 11 の説明をお願いいたします。

(木村参事官) それでは、資料 10 からお願いいたします。計画策定等の見直しに関しまして、本年 2 月の会議以降の経過について、まず御報告いたします。

2 月の会議におきましては、計画策定等に関するワーキンググループで取りまとめたいただきました「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(案)」と報告書「効率的・効果的な計画行政に向けて(案)」について御審議の上、決定いただきました。

このナビゲーション・ガイド案は、その後、政府部内での調整を行い、3 月 31 日の地方分権改革推進本部での決定及び閣議決定をさせていただきました。

次の資料 11 の 2 ページでございまして、決定本文では、ナビゲーション・ガイドを別紙のとおり定める。政府は骨太の方針 2022 及び同ガイドに沿って制度の検討・見直しを

進めていくものとするということにしております。

資料 10 にお戻りいただきまして、ナビゲーション・ガイドに関連する対応としまして括弧書きの部分でございます。環境省の取組を御紹介いたします。

資料としましては参考資料 4 でございます。後ほど御覧いただきたいと思いますが、従来は各府省におきまして提案募集の対応の結果としまして、対応のあった特定の計画に限って複数計画の一体的策定ができるものを明確化する取組がございました。

環境省では、閣議決定の前の時点におきまして、主体的に一体的策定が可能である計画を一覧にして明確化するといった取組をしていただいております。

次に、内閣府地方分権改革推進室の取組でございますが、閣議決定と同時に①各府省へ適切な対応を依頼するとともに、②各府省所管の法定計画につきまして、(1)計画期間の設定の状況、(2)他の計画と一体的策定は可能か、あるいは個別の策定が望ましいかを全ての計画で検討していただいた結果、(3)計画の策定に関する法律の条項の一覧表の年次更新、こういった調査を行っております。これらは現在取りまとめ作業中でございます。

そして、今後の予定としましては、今御説明いたしました各府省への調査の結果を計画策定等に関するワーキンググループに報告し、必要な分析・評価を行い、課題の抽出や今後の進め方を御審議いただき、その結果を本会議にお諮りしたいと考えております。

説明は以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

計画策定等については、今後、勢一議員に座長を務めていただいております計画策定等に関するワーキンググループにおいて、効率的・効果的な計画行政の推進に向けて、引き続き検討を深めていただきたいと思いますので、大変な作業ですがけれども、よろしく願います。

それでは、次に議事の 4 番、今後の地方分権改革の在り方等の検討について、事務局より説明をお願いいたします。

(細田参事官) 事務局から資料 12 の 1 ページによりまして、地方分権改革のこれまでの経緯について、本日はまず御説明をさせていただきます。

この資料の左上にございますとおり、平成 5 年の衆参両院での地方分権の推進に関する決議を機に、第 1 次地方分権改革が行われたところでございます。平成 7 年の地方分権推進法の成立を受け、地方分権推進委員会からの 5 次にわたる勧告を経て、機関委任事務の廃止と事務の再構成、国による関与の法定化等、新しいルールの創設、個別法の改正による権限移譲、条例による事務処理特例制度の創設などを盛り込んだ地方分権一括法が平成 11 年に成立したところでございます。

平成 13 年に発足した地方分権改革推進会議における議論等を踏まえて、平成 19 年に至るまで行われましたいわゆる三位一体の改革によりまして、国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革が行われたところでございます。

平成 18 年の地方分権改革推進法の成立を受け、地方分権改革推進委員会におきまして引き続き集中的な取組が行われ、累次の勧告や法改正によりまして、義務付け・枠付けの見直しといった地方に対する規制緩和、事務権限の移譲が行われるとともに、国と地方の協議の場に関する法律の成立によりまして、協議の場が設けられたところでございます。

平成 25 年から現在の姿となりますが、内閣総理大臣を本部長とする地方分権改革推進本部及び本地方分権改革有識者会議が発足いたしまして、国から地方への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しが行われてきたところでございます。

この資料の右下の方でございますとおり、平成 26 年 6 月には、地方分権改革の総括と展望についてお取りまとめを頂き、この中で、地方の発意に根差した息の長い取組として、地方からの提案募集方式の導入などについて御提言を頂き、提案募集検討専門部会を設け、提案募集方式により課題解決に取り組んできたところでございます。

また、令和 2 年 2 月にも地方分権改革の今後の方向性について御提言を頂き、毎年重点募集テーマを設定しながら提案募集をさせていただいているところでございます。

令和 3 年、4 年には、計画策定等を重点募集テーマとして設定させていただき、計画策定ワーキンググループを設けて検討を進め、計画策定等の見直しについて取り組んでいるところでございます。

これまでの主な経緯は以上のとおりでございます。

本日は、必ずしも今ほど御説明を申し上げました内容に限らず、先生方の問題意識等について御意見を賜ればと考えております。

なお、事務局としましては、まず、提案募集方式につきましては、住民自治も含めまして、地方発の息の長い取組として継続しつつ、国会審議におきましても個別案件の対応にとどまらず、広がりのある横断的な検討を行うべき、先ほど来お話がございました、点から面というような御指摘も頂いていることもございまして、こうした点を踏まえた改善も図っていければと考えているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症やデジタルをはじめとした社会経済情勢の変化を踏まえて、提案募集方式に収まらないようなもの、例えば国と地方の適切な役割分担等といった課題も出てきているところでございます。こうした課題は地方制度調査会でも議論が進められておりますので、住み分けを図りつつ、先生方の御意見も賜りながら、本有識者会議での議論に供してまいりたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

今、事務局から御説明がありましたとおり、今後の方向性について皆さんの忌憚<sup>たん</sup>のない御意見をいただければと思います。

それでは、勢一議員、お願いできればと思います。

(勢一議員) 資料 12 を改めて拝見いたしますと、最初の平成 5 年の衆参両院の決議から今日までの全体の流れ、この中で分権をどのように実現してきたかというところを思い起

こしながら事務局の説明を聞いておりました。こうして見ますと、提案募集方式の特徴を改めて実感をするところです。地方側が現場のニーズを踏まえて分権の在り方を求めていくというボトムアップの分権改革を近年ずっと進めてきているというのを改めて確認することができました。

提案の中で、現場の実態をつぶさに見ることができますので、そこから、点から面へとか、横断的な検討というような表現でお示しいただきましたけれども、その形で分権標準型の地方制度を考えていく過程に、今まさにあるのだと思います。

そういう意味では、ここ何年間、提案を拝見していますと、地方の行政課題の高度化であるとか、社会経済活動の広域化というようなもの、他方で、人口減少による資源制約ということで人材不足、知見や経験が十分蓄積されてこないというような悩みもあります。その中で、都道府県と市町村が連携をして、協働でいろいろな行政サービスの提供に取り組むであるとか、さらには国と地方が協力し合いながら融合的に取り組むようなことが望ましい例というのも増えてきております。

そのような中で、国と地方が適切な役割分担を考えていく中では、単純に地方の現場に委ねるだけでいいという形ではなくて、恐らく内容によっては市町村から都道府県、あるいは地方から国へというような権限の再考というところも検討として必要ではないかというような御意見を地方分権改革有識者会議でも何度か耳にした記憶がございます。こういうところも、どのようなスタイルが望ましいのかというところを検討する岐路にあるのではないかと感じているところです。

他方で、最近規制改革などの動きの中で、地域固有のルールがデジタル化などの流れを妨げているというような指摘も聞かれるようになっていきます。そういう意味では、ローカルルールとは何かというようなことが指摘をされてくるわけですがけれども、括弧付きのローカルルールという表現で言ってしまうと、あたかも地方が固有のルールを決めることが望ましくないようなイメージを持たれてしまって、それは分権標準の制度を考える上では、それ自体が思考の妨げになる懸念を感じています。もちろん全国で統一的な仕組み、あるいは標準化をすることによって効率的な行政が実施できるところは共通化していくのは全く支障がないと思うのですけれども、地域の実情を踏まえた政策判断であるとか、その政策を進めるための仕組みやルール作りについては、やはり地方自治を尊重することが必要であろうと思います。

そういう意味で、国の制度が変わり、そして、制度の運用の方法が変わっていく、手法が変わっていくという中で、全体のバランスをどう取っていくかということについては、役割分担も含めて整理をしながら慎重に考えていくことが必要ではないかと感じているところです。

雑駁<sup>ぼく</sup>ですけれども、ありがとうございます。

(市川座長) 重要な問題提起を頂いたと思います。

現場からの感覚として、木野議員、いかがでしょうか

(木野議員) 今後の地方分権改革をどういう形でやっていくのかというのは、非常に議論があるところだと思うのです。今、事務局の方から御説明ありましたように、これまでの経緯を見ておきますと、地方の声を大切にしながら、その大多数をどうやって実現していくのかということに尽きると思っております。そういう意味では、これからも地方分権改革に期待する部分というのは非常に多いわけでありまして。

資料12の経過の説明は頂いたところなのですが、例えば12ページ、農業・農地分野うんぬんという部分がありまして、これも一つの成果としてあるわけですし、特にこの農業・農地分野の部分については、地方側が今まで自分のところのまちづくりとの絡みで何とかしてほしいという悲痛な思いを制度的に実現していただけたものであり、大変感謝をしておるところなのです。ただ、この資料の中にはないかと思っておりますけれども、非常に気になる動きがあります。特に農地の扱い、農地転用について気になる動きがあるということを発表させていただきたいです。

つい先日、6月2日に、政府の食料安定供給・農林水産業基盤強化対策本部で食料・農業・農村政策の新たな展開方向というものが決定されております。その中で、農地の確保に関連して農用地区域の変更に関する国の関与の強化、それから、農地に係る転用規制強化という内容が記述されているようであります。これについて、詳細は明らかではないのですが、この文章の書きぶりからすると、これまでの分権改革の理念、それから、改革の流れからすると疑問を持たざるを得ない部分があります。もちろん、食料安定供給・農林水産業基盤強化対策本部の方でおっしゃっておられるような国内の農業の生産力を上げて、食料自給率を向上するということについては、私も議論を待つまでもなく重要なことであるという認識は共有しているわけです。

他方で、農地の規制の取扱いいかんというのは、御案内のとおり、特に小規模自治体のまちづくり・地域づくりと大いに絡んでまいります。言ってみれば、代わりの土地というのはない状況の中で、農地だからという理由だけで規制をかけられてしまうと、なかなか本来のまちづくりができなくなってしまう可能性があります。これは懸念というよりも、実際にこういう形で規制強化の内容いかんによっては、まちづくりがなかなか地元の思うとおりにできなくなってしまう可能性があります。そのところを先ほど来の各議員さんとの整合性もあるのでしょうかけれども、どこで大きな整合性を取っていくのかという議論がもっときちんとなされないといけないと思っております。

そういう意味で、将来に向けて、どのようになるのかを注目していきたいと思っておりますので、どうか、この地方分権改革有識者会議でも折に触れて議論に取り上げていただきたいと思っております。

以上です。

(市川座長) 非常に具体的な点も含めての御発言をありがとうございました。

伊藤議員、お願いします。

(伊藤議員) これまで提案募集検討専門部会の構成員として、例年の提案募集方式に基づ

く改革に関わってきた者として、今後の取組の方向性について個人的な意見を述べたいと思います。

これまで提案募集方式は、個々の自治体からの提案を丁寧に受け止めて、支障事例を解決していく手法として大変大きな成果を上げてきたと考えております。

他方で、毎年審議に関わって気になっているのは、その成果が住民の方にきちんと伝わっているのかどうかという点でした。地方分権改革を我々は進めているということがあるわけですが、そうした実感が住民の方にきちんと還元されているのかどうかという点に、やや疑問といえますか、不確かな部分がどうしてもつきまどってきたというのが、私の個人的な感想です。

今後、取組の方向性としては、住民の方が成果を実感できるような改革の手法を模索すべきではないかと思っております。先ほど事務局から御説明があったとおり、住民と自治体行政との関係、あるいは国と地方の関係に関する制度的な側面については、地方制度調査会で議論がなされているところもございます。また、地方分権改革有識者会議は制度の議論だけではなくて、より自由度の高い現場目線での議論もできる場であると私も理解しております。

私の中でまだ具体的なイメージが描ききれていないのですけれども、例えば提案募集方式は当然続けつつも、住民発の提案ですとか、問題意識を受け止める方式というのが考えられないかというのが一つです。

あるいは提案募集方式とはまた異なる、住民と自治体行政の間で発生するようないろいろな課題を我々としても直接受け止めるような方策というものが模索できないかと考えております。

抽象的な発言で大変申し訳ありませんけれども、私の問題意識としては、以上のとおりです。

(市川座長) ありがとうございます。

三木議員、お願いします。

(三木議員) 簡単に申し上げたいと思いますけれども、私は今の資料を拝見していて、自治体にとっては非常にありがたいと思えました。といいますのは、今まで国と自治体との関係はどうしても意思疎通が十分でなかったわけでありまして、こういう形で自治体から提案ができるということは、まさに地方分権の名にふさわしい会議だと思っております。

もう一つは、国と地方とが、こういう意見交換をすること自体が一体化につながるということでもあります。そして、国と地方がそれぞれの立場をしっかりと踏まえながら、より地域のため、より国のために何をしなければいけないかということを考えられるいい機会であるなど私自身は感じております。

それから、市川座長さんをはじめ、民間の方に今までも入っていただいておりますけれども、産業界と行政、官、それから、学者・先生方、産学官でこういう形での意見交換を

するということが非常に大切なことではないかなということを改めて感じました。

それから、今、木野議員の方から農地の関係がございましたけれども、地方で困っているのは、農地があっても遊休農地になってしまっている、それを有効活用できないということであります。農地をいかに農業とか産業を活性化させる具体策というのが、これからの食料自給率も含めての大切なことではないかなと思っています。

そして、今、お話がありました成果が十分に伝わっていないということは、私も反省しなければいけないと思いました。できれば分権室の方で資料を提示していただきまして、それを私どもの広報だとかそういうところに載せるようなことができれば、住民の皆さんも国のこういう分権の方に参画できるのだなということを感じられると思いました。

それから、私どもは住民の意見を聞いて、それぞれ提案しているわけでありましてけれども、そういうことも踏まえてしっかりと広報していく必要があると感じました。非常に重要な会議でありますので、私どもといたしましても市民の皆さんにしっかりと理解してもらえようという努力をしてみたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、後藤議員、お願いいたします。

(後藤議員) 発言の機会を賜りましてありがとうございます。

分権改革 30 年、提案募集 10 年ということで、点から面に展開していきたいということでもございましたけれども、他の先生方からも御意見がございましたように、現在の提案募集方式の意義は非常に大きいので、今後も続けてほしいと思います。

それと共に思いますのは、今、関わらせていただいている内閣府の他のお仕事との関係で言いますと、国の事業の PDCA とか EBPM の重視というところが言われている中で、国による補助金によって地域活性化を促す場合、技術的な難しさがあると感じています。地域活性化の目標は、地域によって異なりますので、その異なる指標をどう比較評価するかが非常に難しいわけです。

成果指標の地域間比較の困難さを考慮しますと、地方分権の議論の中で、様々ないろいろな事情から難しいと言われている税財政を含めた国と地方の役割分担の在り方についても、今一度大きな課題として取り上げる必要があるのではないかと思います。

以上になります。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、大橋議員、お願いいたします。

(大橋議員) 上智大学の橋でございまして。私からは 3 点ほどコメントをさせていただきます。

まず 1 点目ですけれども、今まで既に議員の先生方からお話が出ているとおり、地方分権改革の動きというのが、またここで一つ、節目を迎えようとしているのではないかと感じております。この節目の中でどういった方向を追求していくべきか、それは今後、こち

らの会議で検討を深めてということにはなると思います。

この節目となるような動き、もろもろの具体的な提案を、横串の視点で検討していくというような方向性は、計画策定ワーキンググループでの検討が始まった辺りから、より明確化してきているのではないかと思います。したがって、この計画策定ワーキンググループでの成果なども踏まえつつ、横串で点から面への検討というのをどのように進めていくのか、こういったところを考えていければと思います。

次ですが、成果を住民へ還元していくという話がこれまで出てきていたところがございます。これについては、私も昨年からの提案募集の会議に参加させていただく機会がありまして、そういった中で感じていたのですけれども、このような取組が、最終的に住民が求めているものにつながるのか、更に言うと、より広く一般市民という意味では、例えば規制の枠組みとか、自治体の行動様式が変わり、民間企業にも大きな影響を及ぼすかと思われるが、民間企業の意見等はどれだけ反映されるのだろうか、この辺についても思うところがありましたので、今後、提案募集検討部会の方にも参加の機会を頂いていますので、私自身、問題意識を持って考えていければ、と思っております。

3点目ですけれども、国・地方関係に関する点になります。こちらは今、地方制度調査会においても並行していろいろと検討が進んでいるところがございます。デジタル化の動きなどもあって、一種集権化のような話もあるところではありますけれども、個人的には国がすべき制度整備というものがある一方で、先ほど勢一議員も指摘されていたと思いますけれども、地方自治の観点から地方に委ねられるべき点というのは当然あると思われまので、例えばコロナ対応とか、緊迫する国際情勢の対応とか、その時々短視的なニーズに惑わされず、本質を踏まえた長期的な視点から考えていく必要があるかと思っております。

それから、先ほど農地転用の話もありましたけれども、現在、各省庁の個別の領域で本当にたくさんいろいろな動きが出ています。こちらの会議では、大所高所の視点から、分野横断的な視点からの検討をされるかと思うのですけれども、各省庁で展開している個別の動きについてもきちんと留意をしながら、この国・地方関係について検討していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、高橋座長代理、お願いします。

(高橋議員) 高橋でございます。今までの先生方の御発言を踏まえ、感想めいたことを申し上げます。

まず冒頭、市川座長がおっしゃいましたように、第1次分権改革の動きが始まってから約30年となりました。私もその中で一員として関与させていただきましたが、30年たって社会情勢が大きく変わりました。そこで、今、いろいろ話題に出っていますが、地方制度調査会でも国と地方の役割分担の議論がされています。

ただ、地方分権改革有識者会議としても、その30年の変化の中の国と地方の役割分担の再定義について貢献できる部分が大いのではないかと思います。伊藤議員もおっしゃいましたけれども、地方制度調査会は制度化を課題にしていますが、我々はこれにとらわれずに、幅広い視点から自由度の高い議論ができます。更に言うと、地方の実情を踏まえて吸い上げて、ボトムアップ型の再定義の視点から問題提起していく場として、大きな役割を担っているのではないかと思います。

10年前の本有識者会議の発足の時に総括と展望というのをされまして、更に中間で提案募集の再まとめもされました。この10年の変化を踏まえて、30年の前に立ち返って、国・地方の役割をどのように考えるべきかということ、少し時間を取っていただいて議論していただく。その中で、新しい視点を見いだす意味があるのではないかと思います。私自身は、規制改革に携わり、デジタル化の作業にも関与してまいりましたが、新しい情勢変化を踏まえた基盤整備、分権を踏まえた上での基盤整備の視点を考える、そういう視点を総括の中で引き出していくということも重要だと考えられます。先生方、お忙しい中だとは思いますが、少し時間を取っていただいて議論していただくということに意味があるのではないかなと思っています。

それから、提案募集方式についても引き続き重要な課題であるということをおっしゃっていただきました。私も担ってきた一員として全く同感でございます。

他方で、横展開という話ですが、提案募集は地方の実情を踏まえ、支障を踏まえて各省を説得するというのがございます。そのところは横串をした場合にあって重要な視点ではないかなと思っています。そういう意味では、提案から拾い上げた横の視点を展開するに際しても、その視点から地方の実情を吸い上げる仕組みを考えていく必要があるのではないかなと思っております。かつ、これは単年度ではなかなか難しく、先ほど大橋議員もおっしゃいましたように、計画の場合は随分時間をかけて、地方の実情も踏まえながら全体の閣議決定に持って行っていただいた過程があります。

そういう意味で、横展開する上でも地方の支障を吸い上げながら、それに基づいて各省に改革をお願いするという観点から、複数年度、そういう形で吸い上げていく仕組みをこの会議の中に作っていく必要があるのではないかなと思う次第です。また、我々の新しい組織体の議論の中で当面のテーマを吸い上げていくという意味において、少し時間を取って御議論いただく意味があるのではないかなと思った次第です。

以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

谷口議員、お願いいたします。

(谷口議員) 慶應の谷口と申します。今年もこれだけのたくさんの提案を出して下さった自治体、あるいは諸団体の皆様、そして、それを進めて下さった事務局の皆様、そして、これを検討・推進されていく担当部会の先生方に深く感謝する次第です。

既にたくさんの御意見が先生方から出されておりました、大変勉強になりました。私も

資料の「今後の地方分権改革の展望」に示された目指すべき方向の1と2、「国と地方の役割分担の見直し」や「地方に対する規制緩和の推進」といったところに、特に感銘を受けた次第です。先生方の御指摘にもあるとおり、大きな流れでいうと、人手不足への対応や効率化を目指す中で、システム化は、なかなか覆せないものでしょう。昨今、マイナンバーカードの問題等が指摘されていますけれども、最初から完璧なシステムやマネジメントを実現するのは難しいということで、どうしてもトライアンドエラーの部分があるかと思えます。

先ほど山下議員が教育のオンライン化の例に触れられましたが、一つの自治体がシステムを作るのは非常に効率がよろしくないとしても、国や各省庁が共通の基盤やシステムを作ることによって、直接ユーザーがそこにアクセスするような形になれば、その部分は自治体のお仕事も軽減される場所もあるかと思えます。こうしたシステム化・デジタル化というのは、全ての問題を解決するわけではないでしょうが、活用の方向性を考えることや前向きに取り組むことは、続けるべきだろうということも勉強させていただきました。

もう一つ、地方の実情に合わせて様々な規制緩和を行っていくことについて、この提案募集の中でも繰り返し御提案があったかと思えます。専門人材あるいは資格を持った方々の人手不足が、特に人のサービスを公的に維持するところで問題になっていると。保育士さんの問題、医療関係の問題、介護の問題、あるいは様々な技術者の問題、こうしたところは人間の安全性に関わる職種でもあるので、資格要件等を緩和したり、様々な柔軟な人材の在り方を考えると、何か事故などがあった場合に、専門家ではなかったからではないかとか、十分なルール作りをやったのかとか、そういった問題点が指摘されやすいとも想像します。

そのことを考えますと、自治体の方に、そういった枠組み、ルールや人材の在り方を柔軟化する裁量が移るということは、ある種の責任も移る。「各省庁が決めた枠組みでやってくれないと安全が保たれないです、問題があります」という国のロジックに対して、「いや、これは自治体の方でやります」というのであれば、自治体の方にそういった人材や運用に関する責任も移ってくるところもあるのかなと思えます。

これを各自治体を負うのは重たい可能性もありますので、提案された自治体間が複数にわたるならば、是非そういった枠組みについて知恵を出すところでも連携していただく。また、都道府県をハブとして、基礎自治体がそういった知恵を共有していく。あるいは基礎自治体の方から提案していく。

また、先ほど伊藤議員の提案にもありましたが、多主体の提案ということも考えると、地域の問題解決について住民が参画した提案があっても良いのではないかと。そういった形で、自治体の負担、国の負担をお互いが軽減できるような形で、国と地方のそれぞれの最適化が図られるような方向性が重要であると、改めて勉強させていただきました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

それでは、沼尾議員、お願いいたします。

(沼尾議員) すみません、もう出ないといけないので、手短かに1点だけ申し上げたいと思います。

今までの先生方のお話は全くそのとおりだなと思うのですが、日頃、自治体の地域の現場に入っていて感じるのは、それぞれ縦割りにいろいろな指示が下りてきている。そこで横串でコミュニティーのことを考えて、例えば農福連携であるとか、多様な担い手の居場所作りとかということを考えてときに、それぞれの部署は今ある制度からどうすればいいのだろうと思うと、そこでどういう提案を出して、どのように規制を緩めれば、これが実現できるのかを考えるとこのプロセス、つまり、何となくビジョンやイメージはあるのだけれども、そこにたどり着くのにどういう制度改革が必要なのだろうというところのプロセス作りの伴走支援のようなことができないだろうか。

自治体、あるいは地域が主体的に地域のことを考えるプロセスの中で、こういった提案募集制度ですとか、運営していくための国としての関わり方、あるいは自治体がそこに責任を持つということも含めて、制度をここで検討できないかなと思ったところがございます。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

大橋部会長、お願いします。

(大橋部会長) 提案をいろいろ受けていますと、結局、先ほど山下議員がおっしゃったように、根っこにはかなり同じような問題があることに気が付くわけです。ですから、それをなるべく制度改革につなげたいという思いがありまして、計画が一つの例なのですが、そういう視点から特に大事だなと思っていますのは、一つは、今までは市町村の職員の方とか県庁職員から見て、国の制度は出来が悪いと、そういう見方をしていたのですが、実はその後ろには市民の方がいらっしゃるの、市民の視点に移し替えて提案の問い直しみたいなことをやると、説得力が出てくるのではないかと。そういうような問題意識を持っています。

つまり支援を必要とする市民の方がいて、市町村なり県庁がそれにどれだけ寄り添っているか、そういうような提案が出てきたときに、それを解決するために現場で縦割りを排して総合力を発揮するためには何が必要なのか、そういうようなお手伝いをしたい。

そういった観点からいきますと、今回出ている子ども・子育て支援というのは、そのリーディングケースになるのではないかと。同じような形で障害者、被災者、中山間地の方へ手を施していくとか、そういうようなところにつなげていくという、そういう一連の課題が見えてきます。そういうようなことが一つ大事かなというように気がしております。

もう一つ、ずっと出ているのは、とにかく持続可能な地域システムを作らないともたないということが出ていて、限られた人材、限られた土地・建物、限られたインフラ、限ら

れた金銭など、限られたリソースを地域がいかにマネジメントするのかという、そうした現場の取組を支援する。大事なのは、そのときに行政だけで固定して考えないで、民との協働も考えてマネジメントする場を作っていくのが2つ目かなと思います。

後一つ、地域の構想がまず大事なのであって、地域が手段を選択する権利があって、地域地域は違うのだから、前提条件が違うところで主体的な取組ができるようにするという観点からすると、やはり法律の根っこにある全国一律基準主義に対しては徹底的に戦っていくのが大事なのであって、この委員会でも出ている従うべき基準の問題でありますとか、計画・ガイドラインの問題もそうですし、また、条例をどれだけ活用できるのかというのも、こういうような問題に収斂<sup>れん</sup>してくると思います。ですから、個別課題を扱いながら、そういうような形で一般ルールへの展望が見えるようなものについては、積極的にこの場へ提案させていただいて、計画と同じような形でワンランク上げたようなところで展開できるようなことを是非進めていければなというような感想を持っております。

(市川座長) ありがとうございます。

本当に皆さんから多岐な御意見、提案募集方式そのものの意義をどのようにバージョンアップしながら、どんどん進化させていくかということ、それと、この会議体でしっかり議論しながら次の地方と国との関係、あるいは民間との関わりを含めた広い議論をしていくべきだという、本当に一言ではまとめきれないような御意見を頂きましたので、そういう御意見も踏まえまして、今後のスケジュールも含めて、事務局の方で進め方等を引き続き検討させていただいて、次回以降の審議につなげさせていただきたいと思います。

それでは、少し時間もタイトになってきておりますけれども、議事の5番、その他について事務局より御説明していただきます。

(細田参事官) お手元の資料13を御覧ください。平成26年から令和4年の対応方針の過去の対応のフォローアップの状況について、3点御報告を申し上げます。

1ページの1番、マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合のシール貼付対応の実施。また、5ページの5番、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく都道府県分別収集促進計画策定の義務付けの廃止。もう一つが、19ページの19番、障害支援区分認定調査のオンライン化。

この3点でございますけれども、実は既に対応方針上、これは期限が令和4年中、又は令和4年度中に結論を得るということになっていたわけでございますが、この検討期限を過ぎておりますことから、特に御報告させていただいたところでございます。

引き続き、私どもとしまして適切にフォローアップさせていただきまして、随時状況を地方分権改革有識者会議に御報告させていただきたいと考えております。

もう一つ、資料14を御覧いただけますでしょうか。提案募集方式によって改正された制度等の地方公共団体における活用状況についての調査結果をまとめたものでございます。

72ページを御覧ください。調査項目①②④については、各地方公共団体における認知

度と活用状況がいずれも7～8割と高い水準となっているのに対しまして、調査項目③については認知度が約5割、活用状況が約1割と、ほかの項目と比較すると低い水準にとどまっていることが把握できたところでございます。

73～74 ページに記載しておりますとおり、今回の調査が今後の制度活用のきっかけになったという団体が一定数存在することも把握できたところでございます。

75 ページ以降は調査項目ごとに制度を活用している場合は、その効果について、活用していない場合は、その理由について回答をまとめております。この調査結果を関係府省に情報提供することによりまして、政策立案の一助として活用していただきたいと考えているところでございます。

また、地方公共団体に対しましても調査結果を提供するとともに、引き続き情報発信や研修等を通じて、提案募集方式により改正された制度の周知と活用の促進を図っていく考えでございます。

このうち調査項目③は活用状況等が低調であると申し上げましたけれども、この調査が選択式を中心とする調査でございまして、結果を詳細に分析するには限界がございますことから、総務省行政評価局をお願いを申し上げまして、連携調査を実施させていただいております。本日、引き続きまして総務省行政評価局からの御説明を頂きますので、よろしくお願いいたします。

(総務省行政評価局) 総務省行政評価局評価監視官の柴沼と申します。事務局から御依頼を頂きまして調査した結果について御説明いたします。

資料の81 ページを御覧ください。老人福祉法第11条に基づく事務における情報連携の活用状況につきまして、調査対象として活用しているということで回答のあった13市町村、未活用と回答のあった13市町村など、調査対象機関は27市町村を対象にしたということでございます。

82 ページを御覧ください。この老人福祉法第11条の措置でございますけれども、生活に困窮していて住まいがない、あるいは家にいられない事情があるというお年寄りの方につきまして、市区町村が審査の上で、措置によって養護老人ホームに入居させるというものでございます。御本人と扶養義務者の方の収入に応じまして費用徴収額を市区町村が決定する。そのため、課税証明書の提出を求めているというものでございましたが、この平成29年提案の措置によりまして、地方税関係情報がマイナンバー制度の情報連携の対象に追加されて、課税証明書の添付が不要になったというものでございます。

83 ページを御覧ください。この措置の中身についての調査でございますが、調査対象27市町村の入所措置人数については1つ目のポツにあるとおりなのですが、このうち、この提案に係る措置である情報連携、情報提供ネットワークシステムを用いて地方公共団体間、市区町村間でのマイナンバーを含む情報の照会・提供を行うという対象となる者というのは、この入所措置を実施する市町村以外の市町村に居住実績がある、また、居住している場合に限定されるということでございます。そこで、特に被措置者の多かった6市

町村につきまして状況を見てみますと、本人につきましては、情報連携の対象となる方は1市のみ9人、それから、扶養義務者につきましては3市で年間0～2人で計5人という非常に少ない状況でございました。

それから、83ページの(2)でございますが、この調査対象27市町村のうち、実際に活用実績があった市町村というのは6市町村でございまして、もともと活用していると回答のあった13市町村のうち、市町村間の情報連携ではなくて、単にその市町村内の庁内連携の話と誤解をしていたというケース、それから、地方税情報ではなくて年金手続の関係と誤解していたというケースも含まれていたということで、実際にはこのような数になっているということでございます。

84ページを御覧ください。未活用の理由でございますけれども、今、お話を申し上げたとおり、情報連携の活用の対象となる御本人、すなわち被措置者、又はその扶養義務者が、その市区町村の外の市区町村に居住していた、あるいは居住しているという例は非常に少なく活用機会は限定的である。ここが主な理由として挙げられるわけでございますが、若干付随して申し上げますと、この老人福祉法11条の措置については、いろいろ特殊な面もございまして、そもそも扶養義務者がいるケース自体が非常に少ない、それから、生活保護の相談と一体的に相談を市区町村にしているケースもございまして、その時点で情報が生活保護の方で、必要な課税情報が既に入手されているといったケースもあるということでございます。

それから、業務コスト上の課題ということで下の方に書いておりますが、この措置に当たりましては、課税情報だけではなく、ほかの収入に係る情報も入手する必要があるということで、事務の大幅な効率化を見込めるわけではないという声もございます。それから、情報連携に必要な、その方のマイナンバー情報の取得といった新たな業務コストもございますので、ここまで活用機会が少ないということになりますと、メリットも限られるという声もございました。

それから、多くの市町村では、福祉のシステムと情報連携が可能な環境は既に構築されていて、利用権限を付与すれば、システム上の条件はクリアできるという回答をしたところが多くございましたけれども、中には、数が少ないのですけれども、既存の業務システムの改修が必要だというような自治体もございました。

後ろの活用内容などにつきましては、御参考ということで御覧いただければと思います。簡単ではございますが、私からは以上でございます。

(市川座長) ありがとうございます。

提案募集のフォローアップについては、引き続きしっかりしていただくということと、実施状況につきましても今のように、その都度状況を見ながら引き続き改善することがあれば、その点も議論していくべきだと思っていますので、このフォローアップ業務は大変ですけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

一応今日の予定の議題は以上でございますけれども、このほかに何かありましたら。

山下議員、お願いします。

(山下議員) 先ほどの評価局の御説明はよく分かりました。結構フォローで評価をされているのだなというのでも理解ができました。あまり活用していないところに、どうして活用していないの聞きすぎると、何か責められているような感じも、実態としては対象が少なかったという話なので、どちらかという、先ほども御意見があったように、この変更で、住民でメリットを得た人たちが、もっと情報を共有するという方向にいかないと、この地方分権改革有識者会議も、せっかく決めたのに使ってくれていないではないのという感じになりがちなのかなと思うので、すごく役に立ったということをもっと PR して共有する会になってもいいなとちょっと感じました。

以上です。

(市川座長) ありがとうございます。

そのほか、何か御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特段ないようですので、最後に、田和内閣府事務次官から御挨拶を頂きたいと思えます。

(田和事務次官) 本日は、多岐にわたる議題につきまして活発な御議論いただきまして感謝を申し上げます。

内閣府としては、令和5年のこの提案募集について各制度を所管する関係府省、それから、提案団体等との調整を進めていって、年末の対応方針の決定に向けて、頂いた提案の最大限の実現を図っていきたくて考えてございます。特に本日決定いただいた重点事項につきましては、今後、提案募集検討専門部会において重点的に御審議いただいて、実現を目指したいと考えてございます。

また、計画策定等につきましても計画策定等に関するワーキンググループにおいて、引き続き御議論いただきながら、閣議決定したナビゲーション・ガイドを着実に運用して、国と地方を通じた効率的・効果的な計画行政の実現を進めていきたいと考えてございます。さらに今後、地方分権改革の在り方につきましても、本日いただいた御意見を踏まえて引き続き検討を深めてまいりたいと思っております。

1点だけ追加させていただきますと、今日いろいろ御議論いただいたお話を聞いてまして、地方の事務手続をどうしていくかということは、DX、行財政改革の動きと非常に関連が出てくるのではないかと考えてございます。

今、デジタル庁は今後3年5年を見据えて国の基盤をどのようにデジタル化していくか、システム化していくかということとを並行して考えているわけですが、地方の声をちゃんと吸い上げて、そういったものを考えていかないと、我々の声がしっかりとそのシステムがいきかない。

今、これからの議論の中に、今後3年後にこういう仕組みができれば、地方の事務は決定的に効率化するということがあれば、そこを共に考えていかななくてはいけないかなと感じてまして、まさに我々としてデジ庁とか、総務省とかそういったところと、特にDXの

動きについてしっかり連携していく必要性が非常に重要なことと考えております。この辺は事務局においても、どのように連携していくか、よく考えていただきたいと思った次第でございます。

これから、特に提案募集検討専門部会の皆様、計画策定等に関するワーキンググループの皆様には、時間的にも内容的にも相当御苦勞をおかけすることになると思っておりますけれども、引き続き御尽力を賜りたいと存じます。本日は誠にどうもありがとうございました。  
(市川座長) どうもありがとうございました。

本日は不慣れな座長で不手際もございまして、少し時間が超過いたしてしまいました。申し訳ありません。

以上をもちまして本日の合同会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)